

1 運動施設の利用許可等について

栃木県総合運動公園の運動施設は、県内スポーツの競技力向上を図るといった観点から、各種競技の大会等での使用を優先します。

そのため「利用調整会議」を開催して大会等の日程を調整し、利用の許可については栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例第3条に基づき次のとおり取り扱います。

(1) 大会等の定義

大会等とは、栃木県、(公財) 栃木県スポーツ協会、(公財) 栃木県スポーツ協会加盟団体、加盟団体が認める下部団体、公共性の高い団体が主催(共催)する、全国・関東・県大会及び記録会、強化練習会、講習会とします。

(2) 「利用調整会議」

① 「利用調整会議」の開催

運動施設の利用を調整し年間計画を定めるため、利用年度の前年度に関係団体を召集して、次に掲げる「利用調整会議」を開催します。

ア 大会等の利用計画調整（1次調整会議：1月下旬から2月上旬）。

イ 学校等公共性の高い団体が開催する体育的行事の利用計画調整（2次調整会議：2月中旬）。

② 利用申込の条件

ア 栃木県、(公財) 栃木県スポーツ協会、(公財) 栃木県障害者スポーツ協会が主催する大会等、公共性の高い団体が主催(共催)する全国・関東大会を優先大会等とします。

イ 営利を目的とした大会等の利用は認めません。

ウ 予備日を設定する場合は、大会等が当公園運動施設で計画されていることを前提とします。

(3) 「利用調整会議」後の申込等

① 「利用調整会議」で定めた大会等を別の大会等に差替えることは原則として認めません。ただし、大会等の主催者から当該利用日の15日前まで差替えの申請を受け付けます。その内容を審査したうえで、大会等の運営上やむを得ないと管理者が認めた場合、差替えを認めます。

② 「利用調整会議」後の大会等の新規申込は、内容を審査し順次受け付けます。

ただし、陸上競技場(カンセキスタジアムとちぎ)、第2陸上競技場、武道館(ユウケイ武道館)は、原則、利用日の2ヶ月前を期限とします。

(4) 大会等以外の利用への配慮

① テニスコート「一般利用優先日」の設定

ア 一般利用を優先させる「一般利用優先日」は祝日を含む休日に設け、令和3年度は7日間とします。

イ 「利用調整会議」に参加する団体が、「一般利用優先日」を大会等で利用する場合、利用できる面数は10面までとします。

② 野球場(本球場)「一般利用日」の設定

ア 大会等以外の利用に配慮するため、年間のうちで球場管理上支障のないと判断する数日間、「一般利用日」を設けます。

イ 「利用調整会議」に参加する団体が主催する大会等は、「一般利用日」を利用できません。

(5) 運動施設の行為許可

① 制限している行為について

- ア 大会プログラム・大会記念品等の物品販売
- イ テレビ放映目的、業としての写真撮影並びに録画
- ウ 園路で行う持久走大会・ウォークラリー等の催し
- エ 運動施設内での大会にかかる広告・宣伝物の掲示
- オ 花火（その他火気を使用することを含む）、放鳴、アドバルーン等

② 行為許可の申請について

制限している行為は、栃木県都市公園条例第3条に基づきます。当該行為を行う場合、15日前までに申請書を各管理事務所まで提出する。その内容を審査したうえで、許可の可否を決定します。

(6) 運動施設の使用料

① 使用料については、「料金表」を参照してください。

② 使用料の減免は、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例第11条に基づき行います。当該大会の15日前までに減免申請書を各管理事務所まで提出する。その内容を審査したうえで、減免の可否を決定します。

(7) 公園内の車両の通行

① 公園内車両通行許可

カンセキスタジアムとちぎ管理用通路は車両の通行は原則禁止とします。北第1・北第2・北第3駐車場をご利用ください。公園内は原則として車両の通行はできません。
ただし、次の場合に限り利用者からの申請により、車両の通行を許可します。

ア 大会関係

- ・「大会用年間通行許可証」は年間を通して利用が多く、大会等の運営上必要と認めた団体に、5枚以内まで発行します（大会当日のみ許可）。有効期間は次年度4月末までとします。
- ・「大会用通行許可証」は大会等の開催にあたり、運営上必要と認めた団体に、3枚以内まで発行します。

イ 合宿所の利用者

「合宿用通行許可証」を4枚以内まで発行します。

ウ スポーツ教室等の講師（指定管理者主催のスポーツ教室等）

「講師用通行許可証」を発行します。

エ 報道機関

「報道用の臨時通行許可証」を発行します。なお、許可となる車両は原則中継車のみです。

オ その他車両通行を許可するもの

- ・野球場A・Bの一般利用者で荷物の運搬のため園内の車両通行を希望する者には、車両1台の通行を許可し「施設専用通行許可証」を発行します。
- ・歩行困難な方を乗車させている福祉施設等の送迎車は、事前に電話で「入場許可受付簿（福祉施設団体用）」に沿って受付し「当日の臨時通行許可証」を受け取ってください。
- ・北門で障害者手帳の提示があれば通行を許可します。

カ 公園内車両通行の注意事項

- ・通行許可証の返却については、大会等終了後速やかに北門に返却してください。
- ・通行を許可された車両が入退園できる時間は、原則として7時30分から17時00分までは北

門とします。17時00分以降の退園については、南門からお願ひします。

- ・公園内での車両の通行は15km/h以内とし、ハザードランプを点灯して走行してください。
- ・車両は、必ず園内駐車場（本球場北側、第2陸上競技場前、武道館北側）に駐車してください。
- ・各通行許可証は普通車に限ります。バス等の駐車はできません。
- ・各通行許可証は、大会等当日のみ有効となります。

(8) 事前打合せ場所について

各施設の利用については、次の各管理事務所で事前打合せを行ってください。

ア 北・中央エリア管理事務所（カンセキスタジアムとちぎ内）

- ・陸上競技場（カンセキスタジアムとちぎ、トレーニング室）

イ 中央エリア管理事務所

- ・第2陸上競技場
- ・野球場（本球場、ABC球場）
- ・テニスコート
- ・ラグビー場、サッカー場
- ・相撲場

ウ 武道館管理事務所

- ・第1道場
- ・第2道場
- ・弓道場